

改正 平成13年1月9日
平成19年4月1日

平成16年3月1日

（設置）

第1条 職員の綱紀肅正の推進を図るため、八王子市綱紀肅正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、綱紀肅正のための方策に関する事項について調査及び審議し、その実施に当たる。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をこれに充てる。

委員長 総務部に関する事務を所管する副市長

副委員長 総務部に関する事務を所管する副市長以外の副市長 教育長

委員 部長（相当職を含む。）

2 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めた場合は課長（相当職を含む。）を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。